

Title	吉武信彦君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.12 (2006. 12) ,p.125- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20061228-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

吉武信彦君学位請求論文審査報告

吉武信彦君が提出した学位請求論文『国民投票と欧州統合——デンマーク・EU関係史』（勸草書房、二〇〇五年三月刊行。A5判、目次九頁、本文三二七頁、巻末資料四一頁）は、デンマークを事例として欧州統合過程における国民投票の役割を論じた研究である。

一 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章 欧州統合研究と国民投票

- 一 問題の所在
- 二 分析視角
- 三 史料と構成

第I部 EUと国民投票・国会

第1章 EUをめぐる国民投票概観

一 はじめに

- 二 欧州におけるEU国民投票の概観
- 三 EUの政策決定過程と国民投票
- 四 おわりに

第2章 デンマークの国民投票・住民投票制度とEU問題

- 一 はじめに
- 二 デンマークにおける国民投票・住民投票の概観
- 三 デンマーク憲法からみた国民投票制度
- 四 EU問題をめぐる国民投票・住民投票
- 五 おわりに

第3章 デンマークのEU政策と国会

- 一 はじめに
- 二 欧州議会の強化か、国会の強化か？
- 三 デンマーク政治とEU
- 四 国会欧州委員会の役割
- 五 おわりに

第II部 デンマーク・EC関係の政治力学

第4章 デンマークと北欧協力・EEC——前史

- 一 はじめに
- 二 一九五〇年代の北欧協力とEEC
- 三 一九六〇年代の北欧協力とEEC
- 四 おわりに

第5章 EEC加盟をめぐる国民投票（一九七二年）

- 一 はじめに
- 二 第三回EC加盟交渉の進展

- 三 EC加盟をめぐる国民投票
- 四 おわりに
- 第6章 単一欧州議定書をめぐる国民投票（一九八六年）
 - 一 はじめに
 - 二 EU案とデンマーク政治
 - 三 単一欧州議定書をめぐる国民投票
 - 四 おわりに
- 第III部 デンマーク・EU関係の政治力学
- 第7章 EU条約をめぐる国民投票（一九九二年）
 - 一 はじめに
 - 二 単一欧州議定書署名以後のECとデンマーク
 - 三 国民投票キャンペーン
 - 四 国民投票結果
 - 五 おわりに
- 第8章 EU条約・エディンバラ合意をめぐる国民投票（一九九三年）
 - 一 はじめに
 - 二 一九九二年国民投票以後の混迷とエディンバラ合意
 - 三 国民投票キャンペーン
 - 四 国民投票結果
 - 五 おわりに
- 第9章 アムステルダム条約をめぐる国民投票（一九九八年）
 - 一 はじめに

- 二 四つの適用除外とデンマーク
- 三 アムステルダム条約締結交渉と四つの適用除外
- 四 アムステルダム条約をめぐる国民投票
- 五 おわりに
- 第10章 ユーロ導入をめぐる国民投票（二〇〇〇年）
 - 一 はじめに
 - 二 EMUとデンマーク
 - 三 ユーロ導入をめぐる国民投票
 - 四 おわりに
- 終章 デンマーク人のアイデンティティと国民投票のゆくえ
 - 一 デンマーク・EU関係におけるアイデンティティ
 - 二 欧州統合過程における国民投票——その意義と限界
- あとがき
- 初出一覧
- 卷末資料
- 索引
- 二 内容の紹介
 - 近年、欧州統合をめぐる国民投票（以下、EU国民投票と略）が頻繁に実施されるようになっていいる。本論文によれば、二〇〇四年二月現在、二一カ国で、四一回の国民投票（住民投票も含む）が実施された。それらの国民投票の中には欧州統合過程に対して大きな意味をもつものも少

なくなかった。たとえば、一九九二年にはEU条約（マーストリヒト条約）の批准案がデンマークの国民投票で否決され、同条約の発効が危機にさらされた。同条約をめぐつては、同年フランスの国民投票でも大接戦となり、僅差でかろうじて可決された経緯がある。二〇〇一年にはアイルランドの国民投票でニース条約批准のための憲法改正案が否決され、再びEUに衝撃を与えた。ユーロの導入に関しても、二〇〇〇年にデンマークで、二〇〇三年にスウェーデンで導入のための政府提案が国民投票で否決され、両国はいまだにユーロに参加していない。

また、現在、EUは国民投票をきっかけに統合の足踏み状態に直面している。二〇〇四年一月にEU二五カ国により署名された欧州憲法条約が、翌年五月二十九日にフランスで、六月一日にオランダで実施された国民投票とともに否決され、批准作業が停止状態にある。その結果、欧州憲法条約、さらにEUの将来について不透明感が強まっている。一九五二年のECS C（欧州石炭鉄鋼共同体）発足以来、発展と停滞を繰り返してきた欧州統合であるが、現状はこれまでの停滞の中でも最も深刻なもののひとつである。

以上のように、EUにおいて国民投票はますます大きな

存在となりつつある。本論文は、かかる状況に着目し、EU加盟国デンマークを事例として欧州統合過程において国民投票が果たしている役割を解明しようと試みたものである。

序章では、このような問題提起に対して、先行研究の整理と分析視角の提示を行っている。まず先行研究では、一九八〇年代までは国民投票にみられる国内政治は欧州統合研究では二次的なテーマに過ぎなかった。なぜならば、各加盟国が基本的に欧州統合について一枚岩にまとまっていると想定されていたからである。しかし、一九九〇年代になると、一九九二年のデンマーク国民投票によるEU条約批准案否決に示されるように、欧州統合に関して、エリートと一般国民との間に大きな認識ギャップが生じ、EUは加盟国の国内政治と向き合う場面に直面した。その結果、国民投票をはじめとする国内政治レベルのEU研究も重要性を増している。デンマークを事例とする理由としては、①デンマークの国内政治が欧州統合の進展に大きな影響を度々与えたこと、②それを可能にする政治制度（国民投票・住民投票による統制、国会による統制）があり、機能していることを挙げている。分析視角として、①EUと国内政治の連関、②国会との連関、③国民のアイデンティテ

イの変遷の三つを提示している。

第1部では、EU国民投票の全体像をつかみ、実施状況やその特徴を整理するとともに、デンマークの国民投票制度と国会による統制についても整理し、EU国民投票に関する基本情報を提供している。

第1章で欧州各国におけるEU国民投票を概観し、EUの政策決定過程において国民投票がいかなる位置を占めているかを提示している。二一カ国で四一回のEU国民投票・住民投票が実施されたが、国別ではデンマークが最も多く実施している(国民投票六回、住民投票一回)。国民投票の実施は一九九五年までに加盟した新規加盟国に多く、一九九〇年代以降、急増している。法的根拠では、憲法上、各国で様々な性格の国民投票が実施され、EU法上は新規加盟、基本条約の改正に関するものが多い。次に、「EU政治」の見方として、EU諸機関レベルの政治のみならず、加盟国の国内レベルの政治とのリンクが強調されている。特に、国民はEUに対して国会総選挙、欧州議会選挙に加えて、国民投票という影響力行使のチャンネルを有していることが指摘されている。

第2章では、デンマークにおける国民投票制度に焦点が当てられている。デンマークではEU国民投票以外にも多

数の国民投票が実施されており(合計一九回の国民投票)、その法的根拠、手順などが詳しく紹介されている。デンマークでは、国民投票が制度的に国会の決定を補完し、政策決定の一翼を担うものと位置づけられている。EU関係で重要なケースとして、国際機関への主権委譲に関する国民投票(憲法第二〇条)がある。同問題の法案採決では、国会議員の六分の五の多数が必要であり、これには達しなかったが、投票者の過半数の賛成が得られた場合、国民投票に付託することが可能である。かかる規定があるため、デンマークでは重要なEU問題が度々国民投票にかけられ、さらにそれが慣習にすらなりつつあると考察されている。

第3章は、EU国民投票と密接な関係をもつデンマーク国会を取り上げ、EU問題におけるその役割を分析している。EUにおける「民主主義の赤字」の一面として、加盟国会の地位の低下があり、加盟国の市民が欧州人アイデンティティよりもナショナル・アイデンティティを強くもつ現状では、加盟国国会の強化による「民主主義の赤字」解消も重要とされている。デンマークでは、少数連立政権が多く、EU問題をめぐり政党間、政党内で激しい論争が続いた結果、国会の常設委員会である国会欧州委員会(一九九四年まで国会市場問題委員会)がEU政策で大きな権

限を有している。EUの閣僚理事会、欧州理事会での政府の態度は、すべて同委員会の委任の範囲内とされ、政府はそれを厳守してきた。その結果、デンマークでは「民主主義の赤字」はないとされるが、EUの政策決定の効率性など統制に伴う難しさもあるとしている。

第II部では、第I部の基礎的作業をふまえ、一九八〇年代までのデンマークのEEC/EC政策を取り上げ、その中で国民投票がいかに実施されたかを考察している。

第4章では、前史として第三回EC加盟交渉の始まる一九七〇年以前のデンマークのEEC/EC政策を整理している。デンマークは北欧諸国の一国として他の北欧諸国との経済協力を親近感をもつと同時に、第一の貿易相手国、イギリスとの関係を重視する外交政策を展開してきた。しかし、西ドイツとの貿易、さらにEECの共通農業政策の開始により、EECにも大きな関心を寄せた。その結果、一九六〇年にはEFTA（欧州自由貿易連合）の一員になったが、イギリスのEEC加盟申請に伴い、すぐにデンマークもこれに従った。しかし、フランスのドゴール大統領がイギリスを拒否したことにより、デンマークも一九六〇年代にはECに加盟することはできなかった過程が明らかにされている。

第5章では、デンマークが一九七〇年六月にECと加盟交渉を開始し、最終的に一九七二年一〇月の国民投票でEC加盟を決するまでの時期を扱っている。一九七二年の国民投票は、デンマークのEC加盟の是非に関して最終決定の場であった。社会民主党政府はEC加盟の経済的必要性を国民に説き、六三・三%の賛成を得て、これを乗り切った。この国民投票で明らかになったのは、デンマーク国民の多くが欧州統合の理念に共鳴してECに加盟しようとしたのではなく、貿易上の利益を求めていたに過ぎなかった。デンマーク人にとっては、ECは純粋に経済協力の機関であつたことが指摘されている。

第6章は、ECの域内市場計画を促進する単一欧州議定書に対するデンマークの対応と国民投票（一九八六年二月）を扱っている。一九八五年以降、ECは経済の停滞を打破しようと域内市場プロジェクトを開始したが、それを効率的に実施するためにECの権限を強めようとして基本条約であるEEC条約の改正が行われた。それがデンマークで問題とされ、当時野党であつた社会民主党、急進左翼党が単一欧州議定書の署名に反対した。そのため、反対派が国会の過半数を占め、このまま議定書に署名しても批准される見通しが立たないため、保守中道連立政府は状況打

開のため同議定書署名の是非をめぐり諮問的な国民投票を実施した。結局、国民投票では、議定書署名案は賛成五六・二%で可決され、この混乱は収束した。国民の過半数は同議定書に賛成して域内市場という経済的利益をとることを選択したが、結果が僅差であったことを考えると、ECを強化しようという動きに対しては不信感が強かったと分析されている。

第三部は、一九九〇年代以降、ECが統合をさらに深化させ、EUに発展したことに對するデンマークの対応を四つの国民投票から考察している。

第7章は、EU条約の批准をめぐる第一回目の国民投票（一九九二年六月）を扱っている。冷戦が終結する中で、ECをより強化しようとする動きが強まり、一九九〇年から九一年にかけての条約締結交渉の末に生まれたのがEU条約であった。デンマークの保守中道連立政府は、野党の社会民主党なども国会市場問題委員会、本会議で調整を行い、主要政党一致の下でこの交渉に臨んだ。これらの政党は、基本的にデンマークの希望が同条的に反映されたとして、これを支持した。デンマーク政府、主要政党は、冷戦終結後の混沌とした欧州情勢を安定化させる手段としてEUに期待した。しかし、この条約の批准を最終決定する

場となった一九九二年六月の国民投票は、条約批准法案を反対五〇・七%という僅差で否決した。同条約が難解であったことに加え、同条約の内容自体も国民の不安をおおるものであったとされている。

第8章は、EU条約の批准をめぐる第二回目の国民投票（一九九三年五月）を扱っている。第一回目の国民投票にみられたEU条約へのデンマーク国民の批判は、特に欧州市民権、経済通貨同盟、防衛政策、司法内務協力でEUが権限を強めることに集中しており、そこにはそれまで国民が共有してきたEC像とはかけ離れたEUがあったからである。そのため、保守中道連立政府と国会主要政党は、これら四分野でデンマークのみ適用除外を受けることをECに提案した。一九九二年一二月、エディンバラ欧州理事会は、これらの分野の適用除外をデンマークに認めた（エディンバラ合意）。一九九三年五月には、EU条約をエディンバラ合意つきで批准することについて、二度目の国民投票がデンマークで実施され、賛成五六・七%で批准案は承認された。一九八〇年代までの国民の欧州統合観を考えると、デンマークがEUの加盟国になれたこと自体、大きな前進であった。国民の過半数は、政治的な存在としてもEUを認めたとされている。

第9章は、一九九七年一〇月に調印されたアムステルダム条約の批准をめぐる翌年五月の国民投票を考察している。EUの統合をさらに深化させるためにEU条約を改正するアムステルダム条約が締結されたが、デンマークは条約締結交渉で前述の四つの適用除外を維持した結果、デンマークのEU政策の基本路線は影響を受けることはなかった。デンマークではこの条約の批准をめぐり一九九八年五月に国民投票が実施され、賛成五五・一％で批准法案は承認された。デンマーク国民は、EUの一員として欧州人アイデンティティをもちはじめたが、重要な部分では四つの適用除外によりナショナル・アイデンティティを堅持するという状態であったと指摘されている。

第10章は、共通通貨ユーロへの不参加を撤回するために、デンマーク政府が二〇〇〇年九月に実施した国民投票を取り上げている。EUは、EU条約の規定に基づき、経済通貨同盟の実現に向けて着々と準備を重ね、一九九九年一月、EU加盟国のうち一カ国が経済通貨同盟第三段階を開始し、共通通貨ユーロを導入しはじめた。適用除外を維持するデンマークは、第一陣としての参加を見送らざるを得なかった。こうした事態に対して、デンマークの左派中道連立政府は焦りを感じ、デンマークもこれに参加したいと考

えた。そのためには、経済通貨同盟に関する適用除外を撤回することについて、国民投票で国民に判断を仰ぐ必要があった。結局、二〇〇〇年九月に実施された国民投票は反対五三・二％となり、ユーロ導入法案は僅差ながらも否決された。国民の間には国家主権の象徴である通貨を放棄する不安、特にデンマーク政府が金融政策の放棄により失業や福祉政策の面で独自の政策を実施できなくなる不安が根強かったとされる。

以上の第I部から第III部までの分析を踏まえ、終章では、結論として、デンマークの国民投票をアイデンティティという観点から整理し直し、デンマーク人の意識の変遷を考え、さらに欧州統合過程における国民投票の役割についても考察している。アイデンティティについて、デンマークでは一九八〇年代末まで欧州人アイデンティティが政府、国民双方に希薄であった。そこには、経済的利益を求めるといふ現実的な判断があった。しかし、一九九〇年代以降、冷戦の終結に伴い、欧州統合の深化の動きが顕著になり、政治家らは度重なる国際交渉を通じて信頼関係を築き、欧州人アイデンティティを徐々に共有するようになった。しかし、デンマーク国民の間ではこうした欧州人アイデンティティの形成と浸透は遅れ、それが国民投票では顕著に示

されたと分析されている。国民の間の欧州人アイデンティティは、欧州統合の深化とその成功体験の積み重ねにより、徐々に形成されていくとされている。

次に、欧州統合過程における国民投票の意義として、①決定への正統性付与、②国民のEU理解を高める教育効果がある。国民投票の限界としては、①不確実な政策決定手段、②政治的道具、③特別のコストが挙げられている。将来、国民投票が欧州統合をさらに促進するかについては、国民投票の意義と限界から大きく二つのシナリオが考えられる。一つは国民投票により、EUの安定性が増し、さらに統合を進める弾みがつくというものである。もう一つのシナリオは、不確実で、政治的で、コストのかかる国民投票によりEUが混沌とした状況になるというものである。このどちらのシナリオが実際に起こるかは、基本的にEU諸機関や加盟国政府のエリートが欧州統合のための計画を練り、実行する際に、どの程度国民の声を取り入れるかによると結ばれている。

三 評 価

以上、本論文の内容を簡単に概略してきたが、以下、本論文の意義と問題点を考察する。

本論文の意義は、第一に、本論文がEU国民投票をマクロ、ミクロ両面から考察し、デンマーク国民投票の実態について、その全体像を提示した体系的な分析となっていることである。欧州統合にとって国民投票が足枷となる場面も多くなり、無視できない存在となっており、欧州統合研究の一環としてEU国民投票を本格的に分析する必要性が高まっていた。しかし、日本のみならず、欧米においてもこの分野の研究は立ち遅れ、もっぱら個々の国民投票結果を単独に分析するか、あるいは多くの国民投票の全体的傾向を概観するにとどまっていた。それに対して、本論文の著者は、EU国民投票の問題に早くから注目し、学会報告や論文発表を精力的に積み重ねた後、書きためた論文を大幅に加筆修正して本論文『国民投票と欧州統合——デンマーク・EU関係史』を二〇〇五年三月に刊行したのである。巻末資料の初出一覧によれば、本論文は学会報告四回(日本EU学会、日本比較政治学会)、論文二一本(『法学研究』、『国際政治』、『日本EU学会年報』など)をベースにしている。第1章においてこれまでのEU国民投票の全体像を概観し、一九九〇年代以降ますます国民投票が実施される傾向やその法的根拠の特徴を示すとともに、第2章から第10章において最も多くEU国民投票を実施しているデ

ンマークを集中的に取り上げ、その六回のEU国民投票をすべて実証的に分析したのである。それにより、デンマークにおいて国民投票がEU問題をめぐる通常の政策決定手段として定着し、デンマークの民主主義の成熟を示すと同時に、国民投票自体のもつ難しさ、またEUにおける市民の政治参加の不完全さも明らかにしている。また、終章で国民投票のもつ意義、限界を整理した後、EU国民投票の今後のシナリオとして、EUの民主主義を促進する方向とEUを混迷させる方向の二つを指摘している。これはまさに今日のEU停滞の背景を説明するものであり、極めて時宜にかなった研究となっている。この点については、本論文の書評において同志社大学の浜矩子教授も好意的に紹介しているところである（『今を読み解く』『市民』『小国』に揺れるEU）『日本経済新聞』二〇〇五年七月一七日朝刊および『書評フォーラム』『外交フォーラム』第二〇七号、二〇〇五年一〇月）。

第二の意義は、EU国民投票の分析視角という点でも本論文の貢献が大きいことである。本論文に特徴的な分析視角は三つある。

①国内政治の重要性

本論文は、国民投票からみたEU分析を国内政治レベル

のEU分析視角と位置づけ、EU研究における国内政治の重要性を強く主張している。先行研究を整理した序章の部分において、EUレベル（EU域外レベル、EU域内レベル）、国家間レベルの分析視角に比して、国内政治レベルの分析視角が長年軽視されてきたことを明らかにしている。しかし、一九九二年にデンマークの国民投票がEU条約を否決した後、ようやく国民投票への関心から次第に国内政治レベルの分析視角も注目され始め、今後も、欧州統合の深化と拡大が進展する中で、国内政治レベルの分析視角は重要性を増すことになろう。

②国内政治レベルとEUレベルの相互作用

本論文が、国民投票を媒介にして、国内政治レベルの政治過程とEUレベルの政治過程をひとつの政治過程として捉え、その全体像を押しえている点もEU研究上、意義深い。従来、国民投票の分析は国内政治の文脈から分析されてきたが、EU国民投票の分析では各加盟国のEU政策の形成、EUレベルの国際交渉、各加盟国の批准手続き（国会あるいは国民投票による批准）、批准失敗の際のEUレベルの再交渉、各加盟国の再批准手続きといった過程にみられるように、国内政治レベルの政治過程とEUレベルの政治過程との一連の相互作用の中で、政策が形成される。

本論文の第2章から第10章が詳細に考察したデンマークのEU政策は、このような相互作用の積み重ねの結果であり、これはデンマークに限らず、他の加盟国にも妥当する視角であろう。

③国会の重要性

本論文におけるEU国民投票分析で目新しいのは、国民投票のみならず、国会によるEU政策の審議、決定、統制を同時に考察していることである。国民投票という直接民主主義的手段であっても、それはあくまでも議会制民主主義の枠内で機能しているものであり、国会での審議、決定を補完するものでしかない。さらに、デンマークの国会欧州委員会は日常的に政府のEU政策の履行をチェックし、完全にその統制下においている。EU国民投票を頻繁に実施しているにもかかわらず、デンマークのEU政策が機能し、一貫性を保持している背景として、この国会の存在は無視できないとして、デンマーク内政の特徴を明示している。EU加盟国全体でみると、EU政策でデンマークほど国会が大きな権限を有している国はないが、程度の差こそあれ、国会が重要な役割を果たしていることは事実であり、他国のEU政策の分析でも重要な視点を提供している。

第三の意義は、デンマークのEU政策の歴史的發展を丹

念に分析し、新しい欧州統合史を提供していることである。デンマークはEUにおいて小国に過ぎないが、EU発展の節目で大論争を繰り広げ、国民投票を実施してきた。そのため、デンマークという一つの加盟国からの定点観測を行い、とくに国民投票をすべて考察することによって、それがデンマークのEU政策の通史となり、さらにはEU自体のダイナミックな通史ともなっている。すなわち、欧州統合史が単純に拡大・深化を繰り返した発展史ではなく、加盟国間の駆け引きや国内政治上の制約の中から行われた苦悩の選択の連続であったことがわかる。このように、本論文は従来の研究にはない、新しい欧州統合史としての価値も有するものである。

以上のように、本論文が欧州統合研究に新しい知見を数多く提起している点は明らかである。しかし、全く問題点がないわけではない。第一に、本論文が中心に扱ったデンマークのEU国民投票の事例が他国のEU国民投票にもどこまで適用可能であろうか。EUには様々な政治文化、政治制度をもつ国々が存在し、政治過程における国民投票の位置づけも大きく異なっている。たとえば、デンマークと同様、頻繁に国民投票を実施する加盟国としてアイルラン

ドがある一方、これまで一度もEU国民投票を実施していないドイツもある。このため、EU国民投票の分析ではデンマークに限定せず、他の諸国にもさらに視野を広げて詳しい分析を進める必要がある。しかし、EU加盟国が二五カ国になっている現実を考慮すれば、これは本論文の著者だけに求めるべきものではなく、欧州各国をフィールドとする研究者による研究の蓄積と共同研究による比較が望まれるところである。

第二の問題点として、本論文の著者はデンマークを事例として取り上げ、基本的に加盟国の国内政治からEUの政策決定過程に切り込んでいるため、全体として国民国家を土台にして分析を進めているとの印象が強い。そのため、EUのガバナンス論にみられるようなEU全体の制度やその機能、効率性といった視点がやや弱いといえる。一加盟国の民主主義の機能強化が、必ずしもEUレベルの民主主義の機能強化には直結しないという逆説をEUは抱えているのであり、両者をいかに整合的に結びつけ、バランスの取れた政治形態を見出すかが問われている。EUにおいて二五加盟国の存在は現在も依然として厳然とした現実であり、欧州人アイデンティティに裏打ちされたEUレベルのデモスは成立していない。そのため、著者の分析視角も極

めて重要なものであることに疑いの余地はないが、今後、著者には本論文の成果を踏まえ、さらにEU自体の政治的研究のフロンティアに乗り出してもらいたい。

第三に、長い時間をかけて執筆された個別論文を集めて一冊にした場合の問題点がある。まず同じ事実の繰り返しが目につく。例えば、国際機関への権力の委譲を定めた憲法第二〇条の説明はたびたび登場し、註も不要な反復がみうけられる。しかし、より大きな問題としては、六回の国民投票を取り上げた第5章から第10章を通読した時、章によってアイデンティティに関する議論に濃淡がみられることである。もう少し一貫性があり、終章でアイデンティティについてより深い考察があれば、本研究はさらに完成されたものになったであろう。

しかし、著者は一九八六年のオックス大学への留学以来一貫してデンマークを中心とする北欧からEC・EU統合の展開を観察し、国民投票のたびにデンマークで現地調査を行い、いわば足でかせいだ成果が本論文となっているのである。

四 結論

このような問題点を抱え、将来の課題も残ってはいるが、

本論文は、欧州統合研究に大きく貢献するものであることは明白である。

よって審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに値するものと判断し、その旨を報告する次第である。

平成十八年十一月八日

主査 慶應義塾大学法学部教授 田中 俊郎
法学研究科委員

副査 慶應義塾大学法学部教授 横手 慎二
法学研究科委員

副査 慶應義塾大学
法学研究科教授 庄司 克宏